

当院の施設基準・加算について

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、加算について以下の通り対応致します。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

※顔写真は機器に保存されません。

※マイナンバーカードを健康保険証としてご利用になる場合は、事前にお申し込みが必要です。

- ・当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・患者様同意のもと、医師がオンラインで薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行うことができます。
- ・診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

当院では、厚生労働省の定めに基づき「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定しております。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来どおり健康保険証を使った受診が可能です。詳しくは受付でご確認ください。正確な情報を取得・活用し、質の高い医療の提供につなげるため、患者様にはマイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご協力をお願い致します。

【医療 DX 推進体制整備加算の算定】

初診時に月1回に限り8点を算定致します。

※オンライン請求を行っております。

※オンライン資格確認を行う体制を有しています。

※電子処方箋を発行する体制を整えております。

- ・マイナ保険証推奨

当院は医療DX推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。

- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

【在宅医療情報連携加算（在医総管・施設総管・在宅がん医療総合診療料）】

当院では患者さんの診療情報等について、連携する関係機関とICTを用いて共有し、常に確認できる体制を有しています。

【介護保険施設等連携往診加算】

当院では、みそら訪問看護ステーションと協力体制を講じ、定期的な訪問診療を行うとともに、患者様の病状の急変等に対応しております。

それに伴い、患者様の同意を得て、ICT等を活用し、患者様の診療情報や急変時の対応方針について、常に確認できる体制を取っております。